



スマートフォンなどを操作しながら車を運転する「ながら運転」が厳罰化された昨年12月以降、県内の摘発件数が大幅に減っています。

ながら運転摘発 厳罰化後79%減

事故件数、既に昨年に迫る

県警「取り締まりに力」

スマートフォンなどを操作しながら車を運転する「ながら運転」が厳罰化された昨年12月以降、県内の摘発件数が大幅に減っている。県警によると、今年5月末までの半年間は965件で、前年同期（4466件）から79%減。抑止効果が表れたとみられる一方、事故につながった悪質なケースが依然として起きている。県警は引き続き、交通指導に力を入れる。

厳罰化前の昨年1〜11月は月平均634件だったが、12月は155件と減少。今年に入ってから月平均162件だった。反則金と違反点数が引き上げられ、「運転中にスマホを手にするドライバーが減った」とみている」と交通指導課。ほとんどの摘発はスマホ

「ながら運転」改正道路交通法が施行された昨年12月以降、「保持」の反則金は3倍になった。普通車は1万8千円、大型車は2万5千円。違反点数は1点から3点引き上げられた。交通の危険は反則金ではなく刑事処分の対象になり、「1年以下の懲役または30万円以下の罰金」になる。違反点数は2点から6点に変更され、直ちに免許停止処分を受ける。



「ながら運転」の罰則強化を啓発するチラシ

を持って通話するなどの「携帯電話等使用（保持）」だが、今年に通話や画面注視によって事故を起こす「携帯電話等使用（交通の危険）」が多い。1〜5月は4件で、既に昨年の年間件数（5件）に迫る。県警によると、時速60キロの車は2秒間で30センチ進む。機器の操作に数秒間気を取られただけで、横断歩行者や前方車両を見落とす恐れがある。県内では昨年、「ながら運転」をしたドライバーによる人身事故が28件発生し、そのうち1件は歩行者に重傷を負わせた。交通指導課の安倍順一（次席）は「摘発は減ったものの、違反しているドライバーはまだ多い。ながら運転は危険な行為。手を緩めず、取り締まりを続ける」と話している。

（羽山章平）

①昨年12月から今年5月末まで半年間の摘発件数は何件？前年同期と比べて何%減りましたか？

②県警は摘発件数が大幅に減った原因をどうみていますか？

③今年、摘発された違反内容の特徴はどうなっていますか？

④県警交通指導課の安倍次席は何と話していますか？